

2018年IPPC総会において諮られる予定のISPM案

# ISPM6 「サーベイランス」の改正 (2009-004)



# サーベイランスとは？

調査、モニタリング又はその他の手続きによって病害虫の存在又は非存在に関するデータを収集し記録する公的な手順。

(ISPM5「植物検疫用語集」)

## 〈調査の例〉



トラップ(わな)を設置して害虫をおびき寄せる



ほ場を定期的に巡回し、  
病害虫の有無を肉眼で確認

## 本改正に関する基本情報

### 取り巻く状況

- 現行の基準(ISPM6)は、1997年に策定されて以降長期間が経過し、最新の知見が反映されていない
- 現行の基準は加盟国により解釈に迷う記載がある

### 本基準の概要

- 国内のサーベイランスの構成要素、デザイン及び支援基盤の要件

### 基準改正の主な内容

- 全体を再構成
- これまでの各国のサーベイランスの経験や知見を基に、新たな情報を追加する
- 加盟国がより斉一かつ効果的・効率的にサーベイランスを実施できるよう、より詳しい内容とする

## これまでの経緯

- 1997年11月 FAO総会で現行のISPM6が採択
- 2010年 3月 IPPC総会でISPM6の改正が決定
- 2014年 5月 基準委員会が仕様書を承認
- 2015年 9月 専門家作業部会で原案作成
- 2016年 5月 基準委員会が1回目加盟国協議案を承認
- 2016年 7月 1回目加盟国協議
- 2017年 5月 基準委員会が2回目加盟国協議案を承認
- 2017年 7月 2回目加盟国協議
- 2017年11月 基準委員会がIPPC総会に諮ることを承認
- 2018年 2月 IPPC総会の討議文書として公開

# 本基準に関する基本情報

## 基準案の構成

- 1 国内のサーベイランスシステムの構成要素
- 2 サーベイランスのデザイン
  - (1) 一般サーベイランス
  - (2) 特定サーベイランス
- 3 支援基盤
- 4 病害虫記録
- 5 分析及び報告
- 6 透明性

# 1 国内のサーベイランスシステムの 構成要素（1）

- サーベイランスシステムは、国内の植物衛生システムにおける不可欠なものの一つであるべき
- サーベイランスシステムは、プログラムによって構成され、これを実施するために求められる支援基盤 (supporting infrastructure) (注) を含むべき

(注) 支援基盤の各要素については、3で詳述

# 1 国内のサーベイランスシステムの 構成要素（2）

サーベイランスプログラムは、以下の2つがある

➤ 一般サーベイランス

様々な情報源から関係する地域の有害動植物の情報が収集されるプロセス。

➤ 特定サーベイランス

所定期間にわたって植物検疫当局により地域に関する有害動植物の情報を獲得するプロセス。植物検疫当局は特定の有害動植物関連データを積極的に収集する。特定サーベイランスには、有害動植物個体群の特徴を決定するため、又はある地域においてどの種が存在するか否かを決定するため実施される調査を含む。

植物検疫当局は、一般サーベイランス及び特定サーベイランスの実行方法に関する手順書を作成すべき

## 2 サーベイランスプログラムのデザイン

### サーベイランスプログラム

#### 2.1 一般サーベイランス

アプローチの例：

- 一般公衆からの報告の受領
- 有害動植物に関する情報源のスキャン
- 特定の団体（例：生産者、地域団体）からの報告の奨励
- 植物検疫当局の職員により実行される一般サーベイランス 等

要素：

- 報告を促進するメカニズム
- 公衆から報告を集めるためのツール
- 報告の品質向上システム・プロセス
- 収集情報の統合・分析・連絡 等

#### 2.2 特定サーベイランス

3つの特定サーベイランス

- ・ 発生調査
  - 有害動植物の存在の有無を決定
- ・ 境界設定調査
  - 有害動植物の発生・無発生の境界線を設定
- ・ モニタリング調査
  - 有害動植物の発生の程度を確認

特定の有害動植物に関する地域、寄主植物又は経路を対象に、有害動植物の特性や調査目的に応じ、特定の期間・場所・サンプリング方法により調査を実施



## 3 支援基盤

# (supporting infrastructure)

### 支援基盤

3.1 植物検疫規則・方針	植物検疫当局は、権限及び財源等に関する規定を植物検疫規則や公式手続に盛り込むべき
3.2 優先順位付け	サーベイランスの優先順位はニーズによって様々であり、病害虫の作物への影響や費用対効果などの各種要因を考慮する
3.3 計画立案	サーベイランスプログラムを実施するため、植物検疫規則や政策を考慮のうえ立案すべき
3.4 資源	人的・財務・ハード面での資源を確保すべき
3.5 文書化	植物検疫当局は、文書化の事務手続を定めるべき
3.6 トレーニング	活動従事者へのトレーニングは不可欠。植物検疫当局は、能力維持のためその手順を作成、実行すべき
3.7 査察	植物検疫当局は、定期的な査察を実施すべき
3.8 コミュニケーション 及び利害関係者の関与	植物検疫当局の内外に対するコミュニケーションと専門家を含む利害関係者との関与（フォーラム等）を推奨する
3.9 病害虫同定診断	同定診断サービスは必須事項。植物検疫当局は、適切な診断サービスが利用できることを確保すべき
3.10 情報管理システム	情報管理システムは、得られた全てのデータの保存場所又は集中データベースとして使用されるべき



## 4 病害虫記録    5 分析と報告    6 透明性

---

### 4 病害虫記録

有害動植物学名、寄主植物学名、収集場所、日付等

### 5 分析と報告

地理情報システム、統計解析ソフトの活用・応用

### 6 透明性

植物検疫当局は、実施したサーベイランスの方法及び有害動植物のステータスと分布に関する情報を要請に応じて提供すべき